

## 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会 規約（案）

### （名称）

第1条 本協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9及び第15条の10に基づく協議会として五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 一 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、五ヶ瀬川流域等の浸水被害の著しい地域における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 二 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、延岡市、日之影町、高千穂町及び五ヶ瀬町における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 三 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害及び土砂災害が頻発していることを踏まえ、「施設では防ぎきれない災害は発生するもの」へと意識を変革し、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、甚大な災害が発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。
- 6 幹事会は、必要に応じて幹事会の下に分科会を設置する場合がある。なお、分科会の運営、進行及び招集等の事務は分科会において行う。

#### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれのある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現及び水防災教育の推進を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

#### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

#### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

#### (事務局)

第8条 協議会等の事務を処理するため、九州地方整備局延岡河川国道事務所及び宮崎県延岡土木事務所に事務局を置く。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

この規約は、平成17年11月28日から施行する。

この規約は、一部改定し、平成28年3月25日から施行する。

この規約は、一部改定し、平成29年6月1日から施行する。

この規約は、一部改定し、平成29年12月21日から施行する。

この規約は、一部改定し、令和2年7月6日から施行する。

この規約は、一部改定し、令和4年3月25日から施行する。

この規約は、一部改定し、令和5年3月28日から施行する。

**この規約は、一部改定し、令和6年3月27日から施行する。**

別表-1

## 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会 委員名簿

機関名	所属等	備考
延岡市	市長	
高千穂町	町長	
日之影町	町長	
五ヶ瀬町	町長	
宮崎県 総務部	危機管理局長兼危機管理課長	
宮崎県 県土整備部	河川課長	
	砂防課長	
延岡土木事務所	所長	
西臼杵支庁	支庁長	
熊本県 知事公室	危機管理防災課長	
熊本県 土木部	河川課長	
阿蘇地域振興局	土木部長	
上益城地域振興局	土木部長	
大分県 土木建築部	河川課長	
大分県 生活環境部	防災対策企画課長	
大分県 佐伯土木事務所	所長	
九州電力株式会社	宮崎支店長	
気象庁 宮崎地方気象台	台長	
延岡河川国道事務所	所長	
アドバイザー	宮崎大学 教授	村上 啓介
	宮崎大学 教授	入江 光輝
事務局	延岡土木事務所	
	延岡河川国道事務所	

別表-2

## 五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策幹事会 委員名簿

機 関 名	所 属 等	備 考
延岡市	総務部 危機管理課長	
	農林水産部 総合農政課長	
	農林水産部 林務課長	
	都市建設部長	
	都市建設部 土木課長	
	都市建設部 都市計画課長	
	都市建設部 建築指導課長	
	上下水道局 下水道課長	
	消防本部 警防課長	
高千穂町	総務課長	
	建設課長	
日之影町	総務課長	
	建設課長	
五ヶ瀬町	総務課長	
	建設課長	
山都町	総務課長	
	建設課長	
高森町	総務課長	
	建設課長	
佐伯市	防災危機管理課長	
	建設課長	
宮崎県 総務部	危機管理局 危機管理課長補佐	
宮崎県 県土整備部	河川課長補佐	
	砂防課長補佐	
延岡土木事務所	次長（技術担当）	
	用地課長	
	河川砂防課長	
西臼杵支庁	土木課長	
熊本県 知事公室	危機管理防災課長補佐	
熊本県 土木部	河川課長補佐	
阿蘇地域振興局	維持管理調整課長	
	工務課長	
上益城地域振興局	維持管理調整課長	
大分県 土木建築部	河川課主幹	
大分県 生活環境部	防災対策企画課課長補佐	
大分県 佐伯土木事務所	次長	
九州電力株式会社	宮崎支店 日向土木保修所長	

気象庁 宮崎地方気象台	防災管理官	
延岡河川国道事務所	副所長	
	工務第一課長	
	河川管理課長	
	流域治水課長	
	延岡出張所長	
アドバイザー	宮崎大学教授	村上 啓介
	宮崎大学教授	入江 光輝
事務局	延岡土木事務所	
	延岡河川国道事務所	